

知財制度の今後のあり方を考える上で、知財制度を巡る最近のグローバルな環境変化として、次のような事項を踏まえる必要がある。

1. 多極化

アジアをはじめとした新興国市場が拡大する中、グローバルに企業活動を行う企業は、属地主義である知財制度に対応するため、多数の国で特許を取る必要があり、制度は多極化。

- 世界の特許出願件数（2002年 143万件 → 2011年214万件 10年間で出願件数1.5倍）
- 日米欧三極特許庁体制から中国・韓国を加えた五大特許庁体制への構造変化（五大特許庁への出願が世界の特許出願件数の約8割を占める）
 - ・中国の特許出願件数急増（2002年8万件 → 2012年65万件 中国の約8割は国内からの出願）
 - ・実用新案、意匠の無審査による権利付与（2012年 実用新案登録出願：74万件、意匠登録出願：66万件）
 - ・韓国も特許出願件数が増加（2002年11万件 → 2012年19万件 韓国の約8割は国内からの出願）

2. 制度間競争

特許審査ハイウェイ(PPH)網の拡大等を背景に、制度間の競争が深化。

- 特許法条約、ハーグ協定(意匠)、マドリッド議定書(商標)等の手続面の制度調和の取組みの進展
- PPH網の拡大(日本は26の庁とPPHを実施。世界のPPH申請件数は累計約4万件:2013年10月時点)
- 単一特許規則の発効、統一特許裁判所協定の成立(欧州、2013年)
- 共通特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)の輸出(欧州 → 米国、中国、ロシア等)
- 米国、欧州によるアジア審査協力の拡大
- 単一効特許や制度調和が進んだ先にある世界では、出願人はそれぞれの市場戦略に基づいて、強く安定的な特許権の取得・活用が可能となる国・制度を選択することが合理的かつ自然な選択であると考えられる。
- 途上国の取り組みを巡る先進国間競争が一部では始まっている。
(例) ASEAN審査官の招聘(米国)／分類の輸出(欧州)

3. 競争政策、公共政策との「交差」

米国やインドなどにおいて競争政策や公共政策との調整など新たな課題が現れつつある。

- (例) NPEによる差止請求(米国)
- 標準技術をめぐる特許権行使のあり方(米国)
- 医薬品の特許に対する強制実施権の設定(インド)
- 偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)批准否決(欧州)
- 遺伝資源の出所開示に関する欧州議会の決議(欧州)

米国	・ 米国発明法が2011年9月に成立。2013 年3月には、先発明主義から先願主義へ移行するなど制度改革を実現 ・ 特許の質向上や審査順番待ち件数の削減等を目標に人員・予算を積極的に増大（1000名超増員 9000名体制を目標） ・ 特許審査待ち期間10か月以内(2014年度)、最終処分期間20か月以内(2015年度)を数値目標として公表。さらに、2013年10月の戦略計画草案(2014年2月最終公表予定)において、「特許及び商標の質・適時性の最適化」を継続して目標に設定 ・ 特許制度適正化の流れの中、「商慣行に係る抽象的概念(abstract idea)は特許適格性なし」と最高裁が判断(2010年6月) ・ NPE(Non-Practicing Entity)による訴訟が2012年で約3,000件と特許侵害訴訟全体の65%を占めるまでに至る。オバマ政権はNPE対策「White House Task Force on High-Tech patent Issue」を発表(2013年6月) ・ 模倣品対策のため、「模倣品・海賊版対策にかかる共同戦略プラン」を発表(2010年6月)。執行戦略アクションを策定
欧州	・ 単一特許規則が、欧州議会及びEU理事会の採択を経て発効(2013年1月)（適用は統一特許裁判所協定の発効待ち） ・ 統一特許裁判所協定が、EU加盟国のうち24カ国が署名を行い成立(2013年2月) ・ 共通特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)について、欧州以外の米国、中国、ロシア等が特許文献に付与することを合意(欧州特許庁－米国特許商標庁: 2010年10月、欧州特許庁－中国国家知識産権局: 2013年6月、欧州特許庁－ロシア特許庁: 2013年9月) ・ 機械翻訳分野でGoogle社と提携(2014年末までに日中韓を含む32言語の機械翻訳提供予定) ・ 一部で知財制度への迷い(欧州議会において、偽造品の取引防止に関する協定(ACTA)批准否決、遺伝資源出所開示への決議)
中国	・ 政府による積極的な産業財産権取得奨励策→中国人自身による出願件数が爆発的に増加する一因（2003年10万件のうち中国人5.7万件→2012年65.3万件のうち中国人53.5万件） ・ 欧州との合意により共通特許分類(CPC)を2015年に全技術分野で付与することを目指すことを公表(2013年6月) ・ 全国専利事業発展戦略(2011-2020年)では、2015年までに「審査官数9000名体制」を目標、その後も増員を計画 ※専利: 中国における特許権・実用新案権・意匠権の総称 ・ 2012年一審の侵害訴訟等件数は、専利1万件、商標2万件。模倣品被害も引き続き深刻な状況 ・ 2014年5月施行の改正商標法では、商標権侵害行為を根本的に抑制するため、懲罰的賠償制度等を導入
インド	・ 2010-2020年を「イノベーションの10年」と宣言、国家イノベーション評議会を設置(2010年9月) ・ 国家知的財産権戦略を草案(2012年9月): 実用新案制度の導入、営業秘密保護制度の整備、エンフォースメントの改善等 ・ 医薬品の特許に対して、強制実施権を発動(2012年3月) ・ 特許審査の滞貨を解消するため、現在約80名の審査官に加えて、今後5-7年で500人規模の増員計画を発表(2013年7月)
ASEAN	・ 2011年8月、ASEAN事務局は「ASEAN 知的財産権行動計画2011-2015」をとりまとめ(各国が特許協力条約等に参加することを目指す) ・ 長期間を要する特許審査、特許情報検索環境の未整備、冒認商標、模倣品被害の深刻化等が課題
(参考) 日本	・ 2013年6月に、「日本再興戦略」「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定され、「今後10 年で知的財産における世界最先端の国となることを目指す」旨の基本方針が決定 ・ 「知的財産推進計画2004」において掲げられた「審査順番待ち期間11か月」という目標は、2013年度末に達成見込み